

設問1

25/35

1. Aは、本件取消訴訟（行政事件訴訟法（以下法名略）3条2項）において、本件事業認定の違法を主張するといふことができる^{1点}と主張する。

2. Bは、本件事業認定の違法を主張できるとして、本件事業認定についての取消訴訟を出訴期間（14条1項）の趣旨を定むると反論する。すなわち14条の趣旨は行政法関係の早期安定にあり、Bの主張を認めると紛争の幕（返し）になり、行政関係の法の早期安定との趣旨を定むことが認められないとする。

3. Eは、たしかに原則として違法性の承継は認められず、14条の趣旨として、本件取消訴訟において本件事業認定の違法を主張することはできないが、例外的に、①前の処分と後の処分が一連一体のものであり、②同一の目的を旨としており、③前の処分の段階で権利救済を求めることが著しく困難である場合には、可能である。なぜなら、裁判を受ける権利の保障が法的安定よりも優先されると、そのおまじははいるからである。

本件において、土地収用法（以下「法」という）18条1項に基づき申請により、B県知事はC事に対し本件事業認定（法20条）を行っている。

これ、C事は法39条1項に基づいて、本件土地につき、本件権利取得判決を行っている。

① 2

② 3

③ 3

④ 3

⑤ 2

⑥ 3/5

（第 問）

これは、土地収用法に規定された一處一俵のものであるので、①をみたす。

また、両件を以て、本件道路を整備するた~~め~~に、^{土地収用を以て}同一の目的、ために行われており、②もみたす。

B県は、本件事業認定は、~~法26条で定まるところ~~に反して告示され、法26条の2第2項において、市~~村~~町村に公共施設の供覧に供されるのであるから、③をみたさないで反論する。

しかし、法29条に反し、収用と以て供覧の裁量も起業者が行わない場合には、~~事業の認定は失効しては、~~漠然とした不確定のものに對して、裁判をおこなうに求めるのは、厚意であり、裁判を受ける権利を著しく侵害するから、③をみたす。

したがって、AがB県に對して本件取消訴訟を提起した場合、Aは、本件取消訴訟において、本件事業認定の違法を主張できる。

~~設問2(1)~~

1. Aは、B県に對して本件権利取得判決の無効確認訴訟(3条4項)を適法に提起することができるか。

4.(1)B県は、本件事業認定の違法性は、「自己の法律上の利益に關係のない違法」(10条12)であ

（第 問）

るので、Aは、本件事案認定の違法を主張するこ
がでせう」と反論する。

(2) 取消訴訟は主文訴訟であるから、「自己の法律上の利益
(10年以上)とは、保全訴訟(9条12)を基礎付けるもの
と同一であると解する。

すなわち、本件事案認定において、Aは名義人以外の
第三者であるから、9条2項に依って判断する。

「法律上の利益」とは、効力あり自己又は~~第三者の~~権利又は~~法律上~~
法律上保護された利益を侵害され又は侵害されるおそれがあるものである
として、法律上保護された利益といえるかは、当該法律が~~それ~~当
該利益を固く保護し、知収解消を妨げるのでなく、具体的利益と
して保護しているという。

本件で、Aは、本件土地で自宅を建て長年におかれ居住して
いる者であり、Aが本件土地で居住し続ける利益は、既に10年以上
での利益の10年以上にわたる説明が事案に義務付けられており、
法26条で否定され、25条2項で補償的措置について定め
られているので、具体的利益として根拠取扱い(法20条4項)
は、保護している。

(3) したがって、Aは「自己の法律上の利益」に附随するとして、
本件事案認定の違法を主張できよう。

設問2(1) 7/20

1. Aは、Bに対して、本件権利取得裁決の無効確認
訴訟(3条42)を違法に提起するこがでせうか。

（第 問）

「当該処分若しくは裁量又はその効力の有無を前提
とする現在の法律関係に関する訴えにおいて目的を達する
ことができないもの」という訴訟要件に照らして検討する

2. (1) B 県が行う反論

~~(1) C に対して D の所有訴訟を提起することができない。~~

取消訴訟の提起期間も経過しており「正当事由」

(14条に2、222) が認められる場合であって、本件では、

C 市に対して、本件土地において、収用を原因とする C 市の
所有権移転登記は無効であり、所有権登記抹消登記
手続請求訴訟等の民事訴訟を提起でき、目的を達
成できるとして、上記訴訟要件を欠くと見做される

(2) 製造士 E の立場からの検討

上記訴訟要件には、民事訴訟は含まれないと考えらる。

なぜならば、民事訴訟は、相対効がなく、行政法上の法的
関係の統一的な解決に資しないからである

また、量体的には、C 市は、本件造果金の用地に相当
する土地収用は行わず、紀美土の 9 割以上の土地を
任意収用しており、このうち本件土地は事業認定
の無効を及ぼす点では、上記訴訟で訴えの
目的を達することができない。

以上、上記訴訟要件を満たす。

設問 2 (2) について

（第 問）

1. (1) 本件事業認定が法20条3号の要件を充足せず、違法であるとのAの主張として、裁量の逸脱・濫用(30条)があるので違法であるとする。

(2) まず、法20条3号に、要件裁量は認められるか、
同文は、「適正且つ合理的な利用に寄与」という一義的ではなく、抽象的な大まかを用いている。

そして、法1条は、「公共の利益の増進と私有財産との調和」を以て「国土の適正且つ合理的な利用」を土地収用法の目的としており、法20条3号の要件の判断において、専門技術的な判断や政治的な判断を必要とする。

したがって、「国交大臣又は都道府県知事」(法20条)には、要件裁量が認められる。

(3) このよう裁量処分は、行政方の事実認識や考慮不周等により、著しく妥当性を欠く判断といえる場合には、違法となる(30条)。

2. (1) B氏は、本件道路の概略には①道路幅員の形成 ②通行上の安全性の確保 ③地域の防犯上の向上 といふ3つの利益があり、未供土地の収用において失われる利益は、それ以上大きくなく、また事業自体は適正かつ合理的であるので、各利益利益を総合により、著しく妥当性を欠くとはいえないので、

第

問

違法であると主張する

(2)(1) Aとしては、平成元年の調査の時点は周辺環境の
悪化が大きいとしているのに、22年間の経過で人口減少
が著しいため、交通量が約3分の1に減っているのは
事実誤認であり、これにより、~~違法~~ (1) 条
の必要性はなくなるのに、良好な環境を確保し
ており、整く整備性を欠くので、違法であ
ると主張する。

(2) またAは、本件土地の周辺部の景観を
維持するため、本件土地の自然環境の悪
化を防止するために手を加えているのに
は、要致不足で、整く整備性を欠くので
違法と主張する。

(3) またAは、本件土地周辺の工区では、過
去に海と2メートルの距離があり、新設
が大きいと主張しているのに、防波
堤の付け根の自然環境に比べて調査に
ついては存続しているのに、要致不
足で、整く整備性を欠くので、裁
量の変更を経由して違法であると
主張する。

違法と主張する

以上